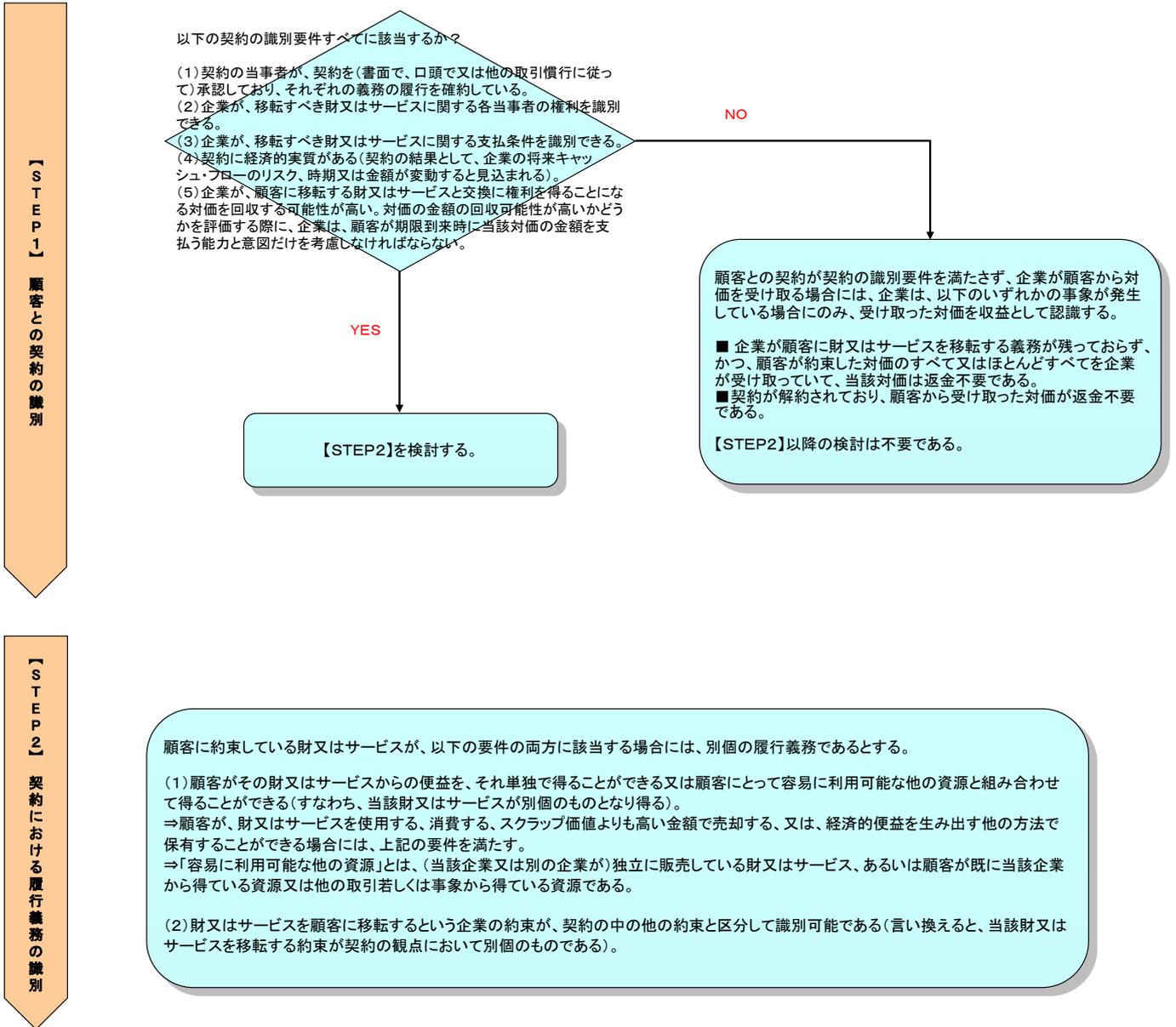


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第28回】「IFRS15(収益認識の基本)」

(※IFRSの収益認識に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第28回】「IFRS15(収益認識の基本)」

(※IFRSの収益認識に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP3】
取引価格の算定

(1) 変動対価

契約において約束された対価に変動対価を含んでいる場合には、企業は、約束した財又はサービスの顧客への移転と交換に権利を得ることになる対価の金額を見積もる。見積り方法には、「期待値法」と「最頻値法」がある。

見積られた変動対価の金額について、当該変動対価に関する不確実性がその後において解消される際に、認識した収益の累計額に重大な戻入れが生じない可能性が非常に高いと判断される範囲の金額のみを取引価格に含める。

- (2)①評価するには、関連するすべての事実及び状況を考慮しなければならないが、これには以下の両者が含まれる。
- (i) 約束した対価の金額と約束した財又はサービスの現金販売価格との差額(もしあれば)
 - (ii) 次の両者の影響の組み合わせ
 - (イ) 企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と、顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との間の予想される期間の長さ
 - (ロ) 関連性のある市場における実勢金利

なお、上記(i)及び(ii)に関わらず、顧客との契約は、以下の要因のいずれかが存在する場合には、重要な金融要素を含まないと判断される。

- 顧客が財又はサービスに対して現金を前払しており、当該財又はサービスの移転の時期が顧客の裁量で決定される。
- 顧客が約束した対価のうち相当な金額に変動性があり、当該対価の金額又は時期が、顧客又は企業の支配が実質的に及ばない将来の事象が発生すること又は発生しないことに基づいて変動する(例えば、対価が売上高ベースのロイヤリティである場合)。
- 約束した対価と財又はサービスの現金販売価格との差額が、顧客又は企業のいずれかに対する資金提供以外の理由で生じている。例えば、企業又は顧客に、相手方が契約に基づく義務の一部又は全部を適切に完了できないことに対して保護するための支払条件が付されている場合がある。

(2)①重要な金融要素を含んでいるか?

YES

NO

(2)②契約が重要な金融要素を含んでいる場合には、企業は、約束された対価の金額を貨幣の時間価値の影響について調整する。つまり、割引計算を行う。

なお、契約開始時において、企業が約束した財又はサービスを顧客に移転する時点と顧客が当該財又はサービスに対して支払を行う時点との間の期間が1年以内となると見込まれる場合は、重要な金融要素の影響について調整する必要はない。

(3) 現金以外の対価

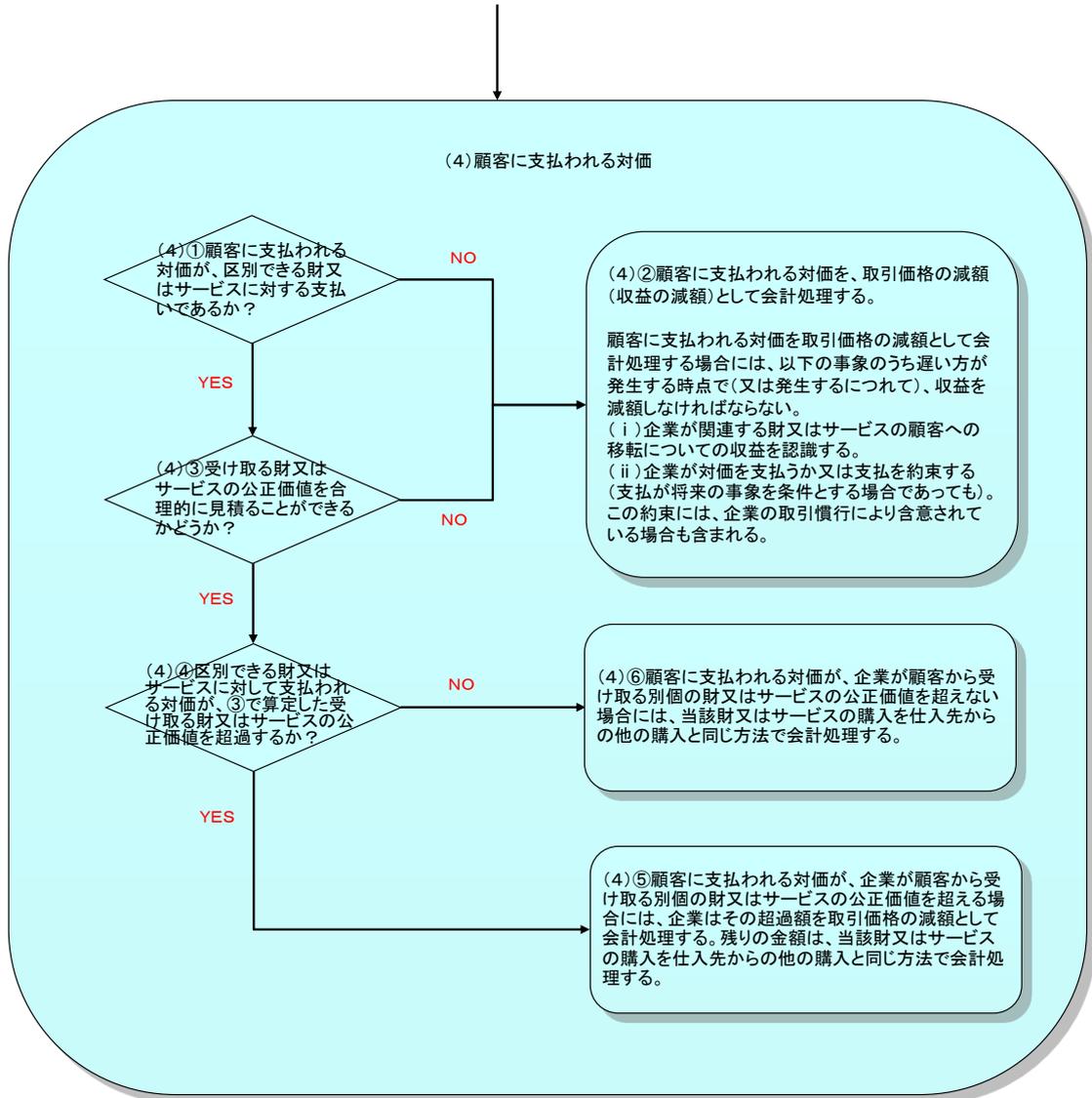
企業が現金以外の対価を受領する場合には、当該対価を公正価値で測定する。

現金以外の対価の公正価値を合理的に見積もることができない場合には、当該対価の測定を、約束した財又はサービスの独立販売価格を参照して間接的に行う。

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第28回】「IFRS15(収益認識の基本)」

(※IFRSの収益認識に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

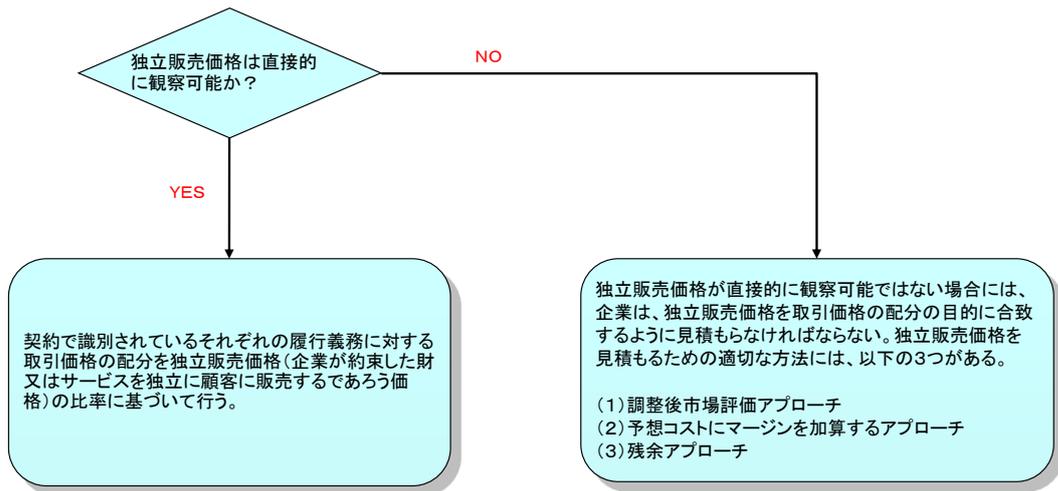
【STEP 3】
取引価格の算定



フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第28回】「IFRS15(収益認識の基本)」

(※IFRSの収益認識に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP4】 取引価格の履行義務への配分



【STEP5】 履行義務の充足と収益認識

